

パブリックコメントの結果公表

様式3

施策担当課→市民活動団体支援室

案件名	「藤枝市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画（第3次藤枝市DV防止基本計画）」（案）
「藤枝市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画（第3次藤枝市DV防止基本計画）」（案）に対し、ご意見をいただきありがとうございました。 提出された意見の内容（要約）及び意見に対する市の考え方は次のとおりです。	

パブリックコメントの結果

（１）意見提出者の数	３人
（２）提出された意見の数	６件

意見の反映状況

（１）反映した意見	０件
（２）既に盛り込み済みの意見	５件
（３）今後の参考とする意見	０件
（４）反映できない意見	０件
（５）その他（質問含む）	１件

意見の反映状況一覧

No.	意見の内容	市の考え方	反映結果
1	P13にある「保護命令等に関する支援」について、最近、福岡県でも悲惨な事件がありました。警察等とも連携し、安心・安全なまちづくりに努めて下さい。	現在、配偶者暴力防止法が見直されています。その中で保護命令の対象を「精神に対する重大な危害を受ける恐れが大きい場合」まで対象を拡大される予定です。警察だけではなく、医師等とも連携して対応していきます。	既に盛り込み済みの意見
2	P14にある「加害者マニュアルの活用」について、被害者が安心して生活できるように市役所の職員が一体となって対応して下さい。	関係職員に対してDV防止講座等を開催、DVの理解と知識を深めるとともに、統一したルールに基づき連携して対応していきます。	既に盛り込み済みの意見
3	P12ページの「性の多様性への理解促進」について、「LGBTQ」という言葉を聞いたことがあります。性に関しては大分理解が進んできたと思いますが、DV等の犯罪被害の場面では、まだまだ理解がされていないように思います。色々な場面で広報・啓発されれば、性の多様性について理解が進んでいくと思います。	広報ふじえだやSNS、講演会等を通じて、市民の多様性に対する理解を深めていきます。また、静岡県が掲げた「静岡県パートナーシップ宣誓制度」に定義したパートナーを含み、幅広く相談対応していきます。	既に盛り込み済みの意見
4	DVを含めた相談は、男性からもあると思います。男性からの相談に対しても丁寧に対応して頂ければ大きな事件にならないと思います。	県や市が行っている「男性相談」を活用したり、状況に応じてカウンセリングに繋げる等、相談者の置かれている状況を的確にし把握し対応していきます。	既に盛り込み済みの意見
5	P15に生活再建に向けた支援についてあげられています。DV被害者はとても混乱していると思います。どうしていいか解らない状況の中で、相談員が寄り添って必要な支援に繋げていく体制を整えて下さい。	生活再建に向けて、被害者は住居、生活費、就労、離婚等、解決しなければならない課題が多くあります。被害者に寄り添い、課題を整理し、関係機関で連携して対応していきます。	既に盛り込み済みの意見

6	P10にある「加害者教育プログラムの活用」について、DVがある状況では、加害者自身は加害をしているという意識がないと聞きます。そういった方々に対してどのように教育プログラムに参加して頂くのでしょうか？	国は「令和4年度に試行実験を行い、本格実施に向けたガイドラインを作成する」としています。市としても加害者を「加害者教育プログラム」へ繋げていくことは難しいと考えますが、夫婦間の問題や男性相談として繋がった場合は、加害者教育ではなくカウンセリングといった形で対応していきます。	その他（質問含む）
---	--	---	-----------

意志決定後の計画、策定案の内容

資料	「藤枝市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画」（素案）
----	-------------------------------------

意見公表場所	市ホームページ・市役所行政情報コーナー・市民活動団体支援室・岡部支所・文化センター・各地区交流センター・ふじえだ市民活動支援センター
--------	--

担 当 課	藤枝市 健康福祉部子ども未来応援局 子ども・若者支援課 子ども・若者課 係（担当者 小柳津） 電話 : 054-643-7227（内線：4155） 電子メール : kodomo@city.fujieda.shizuoka.jp
-------	---